

群馬県国土強靱化地域計画

～ 強くしなやかな県民生活の実現を目指して ～

令和6年3月

群 馬 県

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第1章 強靱化の基本的な考え方	4
1 基本目標	4
2 基本的な方針	4
第2章 脆弱性評価	6
1 評価の枠組み及び手順	6
(1) 対象とする自然災害	7
(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	10
(3) 施策分野	11
(4) 起きてはならない最悪の事態を回避するための現状分析・評価 (評価の実施手順)	11
2 評価結果	12
第3章 強靱化の推進方針	13
1 施策の分野	13
2 施策分野ごとの推進方針	13
(1) 個別施策分野の推進方針	13
(2) 横断的分野の推進方針	35
第4章 計画の推進	37
1 他の計画等の見直し	37
2 施策の重点化	37
3 施策の推進と進捗管理	38
【別紙1】 起きてはならない最悪の事態の様相（例示）（計画策定時点）	40
【別紙2】 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果（計画策定時点）	48
【別紙3】 施策分野ごとの脆弱性評価結果（計画策定時点）	107
【別紙4】 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針（計画策定時点）	136
【別紙5】 重要業績指標一覧（計画策定時点）	190
【別紙6】 重要業績指標一覧（令和6年3月時点）	194
【別冊】 令和6年度において国土強靱化のために実施する主な事業一覧	

はじめに

1 計画策定の趣旨

我が国は、度重なる大規模自然災害により、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきました。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要となります。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定。以下「国の基本計画」という。）が策定されました。

基本法第 13 条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定され、第 14 条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされています。

群馬県はこれまでも、東日本大震災の教訓を踏まえ、「群馬県地域防災計画」を修正し、防災・減災対策の更なる充実を図るなど、分野ごとに国土強靱化に関する施策を進めてきましたが、この度、基本法に基づき、国の基本計画との調和を保ちながら、本県における施策を総合的、計画的に推進するために国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定することとしました。

また、地域計画は、大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、本県の強靱化を推進するための指針とします。

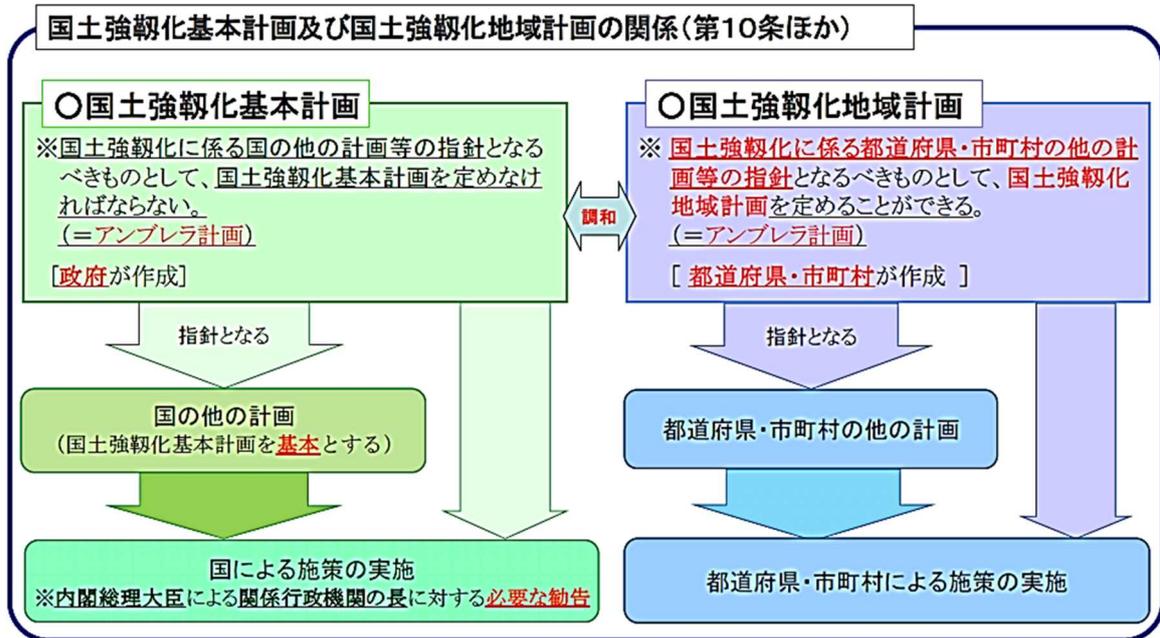
2 計画の位置付け

基本法第 13 条に基づく地域計画であり、国土強靱化に関して、群馬県地域防災計画をはじめとする各分野別計画等の指針とします。

3 計画期間

平成 29 年度を始期とし、国の基本計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

【参考】国土強靱化に関する計画の体系



(出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン (内閣官房国土強靱化推進室))

【参考】計画の策定手順と構成

本計画は左側のSTEPで検討を進め、右側の章立ての構成で記載しています。

STEP 1 目標の明確化

第1章 強靱化の基本的な考え方

- 「1 基本目標」
- 「2 基本的な方針」

STEP 2 脆弱性評価

- (1) 「対象とする自然災害」の設定
↓
- (2) 「事前に備えるべき目標」と
「起きてはならない最悪の事態」の設定
↓
- (3) 「施策分野」の設定
↓
- (4) 「起きてはならない最悪の事態」ごとに
これを回避するための施策を洗い出し
↓
- (5) 「起きてはならない最悪の事態」を回避
するための現状分析・評価
↓
- (6) 「【別紙2】起きてはならない最悪の事
態ごとの脆弱性評価結果」を施策分野ご
とに分類・整理

第2章 脆弱性評価

- 「1 評価の枠組み及び手順」

【別紙1】起きてはならない最悪
の事態の様相（例示）

- 「2 評価結果」

【別紙2】起きてはならない最悪
の事態ごとの脆弱性評価結果

【別紙3】施策分野ごとの脆弱性
評価結果

STEP 3 推進方針の検討

- (1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとに
推進方針・重要業績指標を検討
↓
- (2) 「【別紙4】起きてはならない最悪の事
態ごとの推進方針」を施策分野ごとに分
類・整理

第3章 強靱化の推進方針

【別紙4】起きてはならない最悪
の事態ごとの推進方針

- 「1 施策の分野」
- 「2 施策分野ごとの推進方針」

【別紙5】重要業績指標一覧

STEP 4 重点施策の検討

第4章 計画の推進

- 「1 他の計画等の見直し」
- 「2 施策の重点化」
- 「3 施策の推進と進捗管理」

STEP 5 施策の推進と進捗管理の検討

第1章 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画に基づき、次の4つの基本目標を設定します。

- いかなる災害等が発生しようとも、
- (1) 人命の保護が最大限図られること
 - (2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
 - (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - (4) 迅速な復旧・復興

2 基本的な方針

群馬県の強靱化を進めるに当たっての基本的な方針は、国の基本計画を踏まえ、次のとおりとします。

県の取組に当たっては、国や市町村、民間の取組と連携して、総合的に推進することとします。

(1) 取組姿勢

- ① 本県の強靱性を損なう本質的原因を地理的・地形的・気象的特性のみならず、人口の減少や人口構成の変化などあらゆる側面から検討しつつ、取組にあたること。
- ② 時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 本県の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ④ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- ⑤ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、市町村、住民、民間事業者等と適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ⑥ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑦ 人口の減少等に起因する県民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

- ⑧ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑨ 限られた資金を最大限に活用するため、国の施策や民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑩ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑪ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、県内各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑫ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

第2章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

基本法第9条においては、国土強靱化に関する施策は、国土強靱化を図る上で必要な事項を明らかにするために大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った上で策定及び実施されるものとして規定されており、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本県としても、群馬県の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が示した評価手法等を参考に、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価の手順】

- (1) 「対象とする自然災害」の設定



- (2) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定



- (3) 「施策分野」の設定



「起きてはならない最悪の事態」ごとにこれを回避するための施策を洗い出し



- (4) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析・評価

(1) 対象とする自然災害

大規模自然災害はひとたび発生すれば、県土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、国の基本計画に準じ、本計画においては、大規模自然災害全般を対象災害として設定しました。

(参考) 本県で想定される主な大規模自然災害

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震	内陸型	M7～8程度、最大震度7を想定。建物被害、火災、死傷者が多数発生
台風・梅雨前線等による豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等が発生
	大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等が発生
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等が発生
火山噴火		常時観測火山（浅間山、草津白根山、日光白根山）の大規模噴火を想定。例えば、噴石の飛散や火砕流の発生などによる人的・物的被害等が発生
暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩等による大雪災害を想定。例えば、交通事故・障害、家屋の倒壊等による人的・物的被害等が発生
複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生

(参考) 本県における過去の主な自然災害

自然災害	被害状況等
<p>地震</p>	<p>○西埼玉地震（昭和6年9月21日） ・規模（M）6.9 ・震度 5：前橋市昭和町 [死者5人、負傷者55人、家屋全壊166戸、半壊1,769戸]</p> <p>※ 『類聚国史』（892年に菅原道真によって撰修された歴史書）に記載のある818年（弘仁9年）の地震では、関東諸国の相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野で大きな被害があったとされ、この地震によると推定される地割れや噴砂が群馬県や埼玉県の遺跡調査で確認されている。特に群馬県では、赤城山南麓の数多くの遺跡で地割れ、噴砂、山崩れ等が生じた痕跡が見つかっており、818年の地震による可能性が高いとされている。地震をもたらした活断層については特定されていない。</p>
<p>風水害・土砂災害</p>	<p>○カスリーン台風（昭和22年9月14日～15日） トラック島付近に発生した台風は、徐々に北西に進み、接近とともに南岸に停滞していた前線を刺激し、前線は関東の北部山沿いまで北上して山岳部一帯は豪雨となった。この間、3日間雨量で群馬県三ノ倉415mm、万場410mm、前橋393mm、桐生370mmの記録的な豪雨となった。 台風は次第に衰えながら房総半島をかすめて16日には三陸沖へ抜けたが、利根川は豪雨による水量を飲みきれず、遂に栗橋上流で決壊し、関東一円は未曾有の大水害となった。 また、戦後復興のために大量の木材を必要としたことから、伐採により山地は大きく荒廃し、カスリーン台風の襲来により赤城山周辺において、多くの山地崩落が発生し、利根川支川沼尾川、荒砥川、粕川等、土石流が堆積し、甚大な土砂災害が生じた。 [死者592人、負傷者1,231人、行方不明107人、家屋全壊1,936戸、半壊1,948戸、床上浸水31,247戸、床下浸水39,808戸、水田流失5,063町歩、田畑冠水24,403町歩、畑流失5,255町歩、堤防決壊341箇所、橋梁流失336箇所、道路損壊484箇所、鉄道被害178箇所]</p>
<p>火山噴火</p>	<p>○浅間山天明噴火（天明3年5月～8月（1783年）） 5月9日から8月5日頃まで約90日間活動。特に7月28日には江戸で戸障子振動し、降灰あり。8月2日には火山雷・噴石のため前掛山は火の海となった。8月3日には牙（ぎっぱ）山にも噴石落下、山麓まで火事、銚子まで降灰。8月4日は北麓に吾妻（あがつま）火砕流を流出した。関東中部で降灰のため昼も暗夜のようになる。8月5日午前大爆発とともに鎌原（かんばら）火砕流・岩屑なだれが発生、北麓に流下、下流では泥流に変化して吾妻川を塞ぎ、次いで決壊、多量の水が利根川に出て流域の村落を流失した。鎌原火砕流発生直後に鬼押出（おにおしだし）溶岩が北側斜面を流下した。 [死者1,151人、流失家屋1,061棟、焼失家屋51棟、倒壊家屋130余棟] ※被害状況は本県以外も含む。</p> <p>○浅間山爆発（昭和22年8月14日） 12時17分砲音をたてて爆発。山頂付近に噴石が落下、西側湯の平で山火事が発生した。 [落石により登山者11人死亡、爆風による窓ガラスの破損あり。] [その他の被害は不明。]</p>
<p>雪害</p>	<p>○大雪（平成26年2月14日～15日） 2月13日21時に南西諸島で発生した低気圧は、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。 本県では14日朝から雪が降りはじめ大雪となり、特に、前橋では最深</p>

積雪が73cmと統計開始以来の記録を更新した。

〔死者8人、重傷34人、軽傷92人、住家全壊3棟、一部破損3,662棟、
床上浸水2棟、床下浸水6棟、非住家全壊・半壊617棟、
停電204,879戸〕

(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

国の基本計画における8つの「事前に備えるべき目標」及び45の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、内陸県であることなどの本県の地理的・地形的特性等の地域特性を踏まえ、次の7つの「事前に備えるべき目標」と、25の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

なお、起きてはならない最悪の事態の様相（例示）については「別紙1」のとおりです。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）
		1-2	気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-4	大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発
		3-2	県・市町村の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
		4-2	食料等の安定供給の停滞
5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		5-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（異常湧水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）
		5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		5-4	県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1	治水ダムや防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2	有害物質の大規模拡散・流出
		6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		6-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野

国の基本計画における12の「個別施策分野」、3つの「横断的分野」を参考に、本県の状況を踏まえ、次の6つの「個別施策分野」、2つの「横断的分野」を設定しました。

【個別施策分野】

- ① 行政機能／警察・消防等／教育／情報通信
- ② 住宅・都市／環境
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業
- ⑤ 交通・物流
- ⑥ 国土保全／土地利用

【横断的分野】

- ① リスクコミュニケーション
- ② 老朽化対策

(4) 起きてはならない最悪の事態を回避するための現状分析・評価（評価の実施手順）

(2) で設定した25の起きてはならない最悪の事態ごとに、関連する現行の施策（国、市町村、民間事業者など県以外が取組主体となるものを含む。）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた施策群ごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

また、(3) で設定した6つの個別施策分野及び2つの横断的分野ごとにとり組状況を明らかにするよう、評価結果は、施策分野ごとにも整理しました。

なお、評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、できる限り指標を活用しました。

2 評価結果

起きてはならない最悪の事態ごとの評価結果は「別紙2」のとおりです。
また、施策分野ごとの評価結果は「別紙3」のとおりです。
なお、評価結果のポイントは次のとおりです。

【評価結果のポイント】

(1) ハード対策とソフト対策の両面による総合的な対策の推進が必要

防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、既に実施されているものが多くありますが、進捗状況等の観点から、まだ十分ではありません。

また、東日本大震災など、近年、これまでの想定を超える災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、強靱化施策を基本目標に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、建築物等の耐震化や河川整備などのハード対策を着実に推進していくとともに、ハザードマップの作成や自主防災組織の充実強化などのソフト対策も適切に組み合わせた総合的な対策を推進する必要があります。

(2) 自助・共助の更なる充実が必要

人口の減少や人口構成の変化が見込まれる中で、住民の的確な避難行動や自主防災組織の充実強化など県民の自助・共助を促進するとともに、事業者による防災教育・防災訓練の実施やBCP（事業継続計画）の作成と推進など事業者の自助・共助も促進し、地域防災力の向上を進める必要があります。

また、避難行動要支援者の状況把握と避難支援体制の整備、要配慮者利用施設に係る防災体制の整備など、関係者間の更なる連携を進める必要があります。

(3) 多様な実施主体の連携が必要

個々の施策の実施主体は、県だけでなく、国や市町村、民間事業者、県民など多岐にわたります。本県の強靱化を推進するためには、それぞれの実施主体が、自らの果たすべき役割に応じた取組を相互に連携を図りながら進める必要があります。

第3章 強靱化の推進方針

1 施策の分野

本計画の対象となる群馬県の強靱化に関する施策の分野は、第2章における脆弱性評価を行うに当たり設定した6つの個別施策分野と2つの横断的分野とします。

2 施策分野ごとの推進方針

1で設定した8つの施策分野ごとの推進方針を以下に示します。

推進方針の決定に当たっては、第2章における脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、施策の分野ごとに分類して推進方針を取りまとめました。それぞれの分野間には相互依存関係があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担や関係部局等間の連携・調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮します。

なお、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針については「別紙4」とおり、「令和6年度において国土強靱化のために実施する主な事業一覧」については、「別冊」とおりです。

※各施策タイトル右側の記載事項及び重要業績指標囲み内の記載事項について

- ・ () 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
- ・ 【】内には、当該施策の担当部局等を記載
- ・ 重要業績指標として記載した値は、()内の年度末時点の値を記載
年度末時点の値が不明な場合は、()内に基準日を記載
- ・ 重要業績指標の先頭の【】内に担当部局等を記載
【知】：知事戦略部、【総】：総務部、【地】：地域創生部、【生】：生活こども部、
【健】：健康福祉部、【環】：環境森林部、【農】：農政部、【産】：産業経済部、
【県】：県土整備部、【会】：会計局、【企業】：企業局、【病】：病院局、
【教】：教育委員会事務局、【警】：警察本部

(1) 個別施策分野の推進方針

① 行政機能／警察・消防等／教育／情報通信

行政機能

1 [県及び市町村庁舎の耐震化] (3-2) 【総務部】

- 大規模地震等の災害発生時に防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎等14棟について、建物の耐震化は完了しており、今後は、吊り天井

やエレベーターの耐震対策を実施する。

- 市町村における災害応急対策の拠点となる市町村庁舎について、国の交付金や起債制度の活用などにより、耐震化に向けた取組を一層促進する。また、併せて吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。

2 [業務継続計画の策定、見直し] (3-2) 【総務部】

- 大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持するため、県業務継続計画を継続的に見直し、実効性の向上を図る。また、市町村における業務継続計画について、国のガイドラインの周知や研修の活用を図り、策定及び継続的な見直しを促進する。

3 [県ICT部門における業務継続体制の整備] (3-2) 【知事戦略部】

- 大規模自然災害発生時においても、重要システムに依存する業務が継続できるよう、毎年度、各重要システムにおいて、当該システムによる業務継続を阻害する要因（脆弱性）の評価、脆弱性解消対策の実施状況確認及び脆弱性の解消に向けた取組計画の見直しを行い、その結果を群馬県ICT部門業務継続計画（ICT-BCP）に反映して、計画の実効性の向上を図る。

4 [避難誘導體制の整備] (1-1, 1-2, 1-3) 【総務部、県土整備部】

- 市町村による災害対策基本法に基づく災害種別に応じた指定緊急避難場所の指定、及び指定避難所の指定を促進する。
- 市町村による防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する理解を促進する。
- 大規模な水害が発生した場合に広範囲、長時間の浸水が想定され、一つの市町村内での避難の受け入れが困難となることが想定される地域において、住民が迅速かつ的確に隣接市町村などに避難ができるようにするため、市町村による広域的な避難計画の策定を支援する。

5 [避難情報の発令体制の整備] (1-2, 1-3, 1-5) 【総務部、県土整備部】

- 洪水や土砂災害発生のおそれのある時に円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村において、気象情報や河川水位、想定される浸水範囲、土砂災害警戒情報等を活用した避難情報の具体的な発令基準が早期に策定されるよう、必要な助言等により未策定市町村の取組を促進する。また、その基準を活用して、適時適切に避難情報が発令されるよう、継続して必要な助言等を実施する。

6 [食料等の備蓄] (2-1) 【総務部】

- 家庭における3日分以上の食料等の備蓄及び定期的な更新を促進するため、市町村と連携し、引き続き啓発活動を行う。
- 市町村における備蓄について、一定量の現物備蓄の確保を促進する。
- 県における備蓄については、災害救助基金を活用した計画的な更新を行うと

ともに、乳幼児や高齢者等要配慮者に対する備蓄品目の更なる充実を図る。

7 [応急対策物資等の調達] (3-2) 【会計局】

- 大規模災害対応時には、一刻も早く必要物品を調達する必要に迫られるため、平時の物品購入手続きによることなく、極力事務処理を簡略化し、早期の物品調達を可能にした、群馬県災害対策本部経理班「応急対策物資の購入マニュアル」を策定（改訂版）したところである。今後、大規模災害時において各所属が迅速な対応をとれるよう、説明会等を通じて当該マニュアルについて周知し、実効性の向上を図る。

消防・警察

8 [消防関係施設の耐震化] (2-3) 【総務部】

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設について、耐震化・耐災害性の強化をより一層促進する。

9 [災害警備本部機能の強化] (2-3, 3-1, 7-3) 【警察本部】

- 大規模災害発生時の災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成する。
- 警察施設の耐震化率は、100%（H28）となっているが、防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化・狭隘化の著しい警察署等を整備する。
- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備え、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行う。
- 執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図れるよう、職員の非常招集訓練を行う。

10 [災害対応力の強化] (2-3, 3-1, 7-3) 【総務部、生活子ども部、警察本部】

- 消防、警察等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。また、機能別消防団員制度の導入促進などによる消防団の体制・装備・訓練の充実強化や自主防災組織の充実強化を推進する。
- 消防、警察、自衛隊等の防災関係機関において、実践的な訓練の実施などにより、対処技術の向上や防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応力の向上を図る。また、各機関において、災害対応の中核となる人材を継続的に育成する。
- 救助・救急活動等について、県外から派遣される緊急消防援助隊等の応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について、県が定める受援計画等により、事前に明確化を図る。
- 被災者の生活安定化を図るため、避難所において暴力（性暴力・性犯罪）への予防策と、暴力が発生した（暴力の被害者を発見した）場合の対応策を検討する。

11 [ヘリコプターの運航確保] (2-1, 2-2, 2-3, 2-4) 【総務部】

- ヘリコプターの機動力を活かした活動を実施するため、引き続き市町村や近県との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する。

12 [ヘリコプター離着陸可能場所の確保] (2-2) 【総務部】

- 孤立のおそれのある集落において、市町村と連携し、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を促進する。

13 [有害物質の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練] (6-2) 【総務部】

- 化学剤等の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練等を実施し、対処能力の向上を図る。

14 [被留置者の逃走・事故防止] (3-1) 【警察本部】

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規定に基づき、本部及び全警察署において大規模災害等非常時での被留置者の逃走防止について「留置場非常計画」を策定のうえ、護送訓練を実施する。

15 [災害に備えた道路環境の整備] (1-5, 2-3, 3-1) 【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する。
- 災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等へ指導する。

連携体制等

16 [大規模災害時における広域連携] (2-1, 3-2) 【総務部】

- 大規模災害時における迅速かつ円滑な応急体制の確立のために締結している埼玉県、新潟県との三県防災協定や関東知事会の枠組みによる1都9県における震災時等の相互応援に関する協定、全国知事会の枠組みによる全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定について、実効性をより高めるため、他都道府県等の応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援・応援計画を適宜見直すと共に、関係機関や民間事業者等との連携体制の強化を図り、市町村における受援計画の策定を促進する。

17 [地域防災力の向上] (1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 7-3) 【総務部】

- 地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要であることから、まず、住民自らが安全に避難する際に重要となる家具類の転倒・落下・移動防止対策や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等の火災対策について、防災訓練やイベント等様々な機会を通じ、市町村と連携し、更なる推進を図る。さらに、機能別消防団員制度の導入などによる消防団の機能強

化やぐんま地域防災アドバイザーを活用し、市町村が進める自主防災組織の主体的活動を積極的に支援することにより自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進する。

教育

18 [学校施設の耐震化] (1-1) 【生活こども部、教育委員会事務局】

- 学校施設については、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、国の交付金等の活用により、建物の耐震化とともに、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材等の耐震対策についても促進する。

19 [防災教育の推進] (1-1, 1-2, 1-3, 1-5) 【生活こども部、教育委員会事務局】

- 児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながる。このため、各校における学校安全計画の策定、学校災害対応マニュアルの作成や、学校安全研究協議会等による研修・研究により、学校における防災教育を推進する。

情報通信

20 [住民等への情報伝達] (1-5) 【知事戦略部、総務部、県土整備部】

- 住民等への迅速かつ確実な災害情報の伝達や県民が必要とする災害情報の充実に向け、災害発生時に情報を一斉に迅速かつ的確に周知することのできる市町村防災行政無線（同報系）の整備率向上とデジタル化を、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などにより促進するとともに、Ｌ－アラートの適切な運用、河川の水位情報やライブカメラの画像配信などによる情報発信やホームページ、X（旧 Twitter）など情報発信の多様化を図る。

21 [災害時における行政機関相互の通信手段の確保] (1-5, 3-2) 【総務部】

- 大規模災害発生時に、輻輳等により通信事業者回線が利用できない場合であっても、行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため、県防災情報通信ネットワークシステムの充実、計画的な維持管理、老朽化対策等を行い、継続的に耐災害性を確保する。

22 [孤立のおそれのある集落との通信手段の確保] (2-2) 【総務部】

- 孤立のおそれのある集落について、道路の寸断等により孤立した場合に備え、市町村と連携し、集落の基礎データ（世帯数等）を平時から把握するとともに、衛星携帯電話、市町村防災行政無線等の非常用通信設備の整備を促進する。

(重要業績指標)

【総】市町村における業務継続計画の策定率

25.7% (35市町村中9市町) (H28.4.1) → 100% (R4)

【総】緊急消防援助隊への登録数 90隊 (H27) → 104隊 (R5)

【総】機能別消防団の導入団数 14団 (R4.4.1) → 17団 (R7)

【警】信号機電源付加装置の整備・更新 101基 (H27) → 134基、8基更新 (R7)

【総】市町村における受援計画の策定率 0% (H27) → 100% (R5)

【総】自主防災組織の組織率 83.2% (H27) → 100% (R9)

【総】ぐんま地域防災アドバイザーの市町村設置率 85.7% (R1) → 100% (R7)

【総】住宅用火災警報器の設置率 67.1% (H28.6.1) → 毎年度5%増加

【生】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (私立) 45.5% (H25) → 100% (R6)

【教】学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合 (公立) 90.5% (H27) → 100%維持 (毎年度末)

② 住宅・都市／環境

住宅・都市

1 [住宅・建築物等の耐震化] (1-1) 【地域創生部、県土整備部】

- 県内の住宅や多数の者が利用する建築物や文化財等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などにより、耐震化を一層促進する。特に、公共公益性が高く、倒壊時に大きな被害が想定される耐震診断義務付け対象建築物については、重点的に耐震化を推進する。木造住宅に関しては、人命の保護に重点を置いた部分的な改修による減災化を併せて促進する。また、多数の者が利用する建築物については、吊り天井や照明、内外壁などの非構造部材の耐震対策を促進する。

2 [空き家対策] (1-1) 【県土整備部】

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、市町村の空き家等対策計画の策定を促進するとともに、空き家発生抑制、除却・利活用の促進など、市町村等と連携して総合的な空き家対策を推進する。

3 [造成宅地災害対策] (1-1) 【県土整備部】

- 大規模地震により宅地の崩壊の危険性がある盛土造成地について、変動予測調査の実施により変動のおそれを確認し、必要に応じて「造成宅地防災区域」に指定することにより宅地の災害対策を促進する。

4 [市街地の整備] (1-1) 【県土整備部】

- 地震時等に危険な密集市街地など、大規模火災のリスクの高い地域においては、市町村等が実施する土地区画整理や、市街地再開発事業を支援することなどにより、避難路や避難場所の整備、建築物の不燃化等を関係者が連携して計画的

に進める。

- 迅速な避難活動や応急活動の実施、避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や市町村と連携を図り、狭隘な幹線街路の拡幅や歩道の整備、緊急輸送道路、避難路となる街路の整備や無電柱化等を推進する。

5 [都市公園の整備] (1-1, 2-3, 2-4) 【県土整備部】

- 自家用発電機や災害用トイレの整備など、都市公園の防災機能の強化に必要な対策を進めるとともに、大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の市町村による新規整備に際しては、技術面等の指導を行う。

6 [都市公園、公営住宅の老朽化対策] (1-1) 【県土整備部】

- 都市公園、公営住宅を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減、平準化を図るため、各種長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

7 [被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備] (1-1) 【県土整備部】

- 建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定士について、連絡体制の構築や模擬訓練の実施による体制の整備や、講習会の開催による新たな判定士の育成を図る。

8 [内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成] (1-2) 【県土整備部】

- 改正水防法に基づき、内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップが作成されるよう、市町村の支援を行うなど、県・市町村・関係住民等が一体となった都市部における内水対策を促進する。

9 [応急仮設住宅の早期提供・運営] (7-3) 【県土整備部】

- 災害発生後、早期に応急仮設住宅を提供できるよう、不動産関係3団体との協定を活用した民間賃貸住宅の借り上げや、市町村との調整により確保している建設予定地での建設を円滑に進めるため、応急仮設住宅の供給マニュアルの整備などの取組を進める。

10 [水道施設の耐震化・老朽化対策] (2-1, 5-2) 【健康福祉部、企業局】

- 水道施設について、水道事業者間の連携を促し、水道事業全体の経営基盤強化を図ることにより、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。
- 県営の上水道施設について、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を計画的に進める。

11 [応急給水体制等の整備] (2-1) 【健康福祉部、企業局】

- 災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める。

12 [県企業局（水道事業）の災害対応力の強化]（5-2）【企業局】

- 災害時にも事業継続が可能となるよう県企業局の事業継続計画（BCP）について、継続的に見直しを行うことにより、実効性の向上を図る。

13 [汚水処理施設の耐震化・老朽化対策]（2-5, 5-3）【県土整備部】

- 大規模な地震時においても、汚水処理の継続が可能となるよう、県有の下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、市町村の下水道や農業集落排水などの汚水処理施設の耐震化を支援する。
- 下水道や農業集落排水などの汚水処理施設を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。下水道施設の老朽化対策にあたっては、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減、平準化を図るため、下水道施設長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。市町村の農業集落排水施設については、施設の長寿命化の方針を示した最適整備構想の策定、及びそれに伴う老朽化対策の促進を支援する。また、老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換促進を支援する。
- 河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制するため、下水道施設の耐水化等の対策を推進する。

14 [事業継続計画（下水道BCP）の策定]（2-5, 5-3）【県土整備部】

- 大規模地震時等においても迅速かつ可能な限り高いレベルで下水道機能の維持、回復が可能となるよう、市町村下水道BCPの改定等（フォローアップ）に対して支援を行う。また、県管理の流域下水道のBCPを適切に運用するために、適宜フォローアップを行うとともに、市町村とも連携を図る。

15 [持続可能な地域づくり]（7-3）【知事戦略部、総務部、地域創生部、県土整備部】

- 「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展やライフスタイル、価値観の変化などにより、今後その維持が困難となることが懸念されることから、市街地の拡散や人口密度の低下による、都市機能の衰退や地域コミュニティの希薄化を防ぐため、駅周辺や市役所等の地域の拠点に公共施設や商業施設、医療機関などの都市機能の核となる施設を集積・誘導するとともに、周辺に居住機能を誘導することで、「まちのまとまり」を維持し、地域コミュニティの強化を図る。
- 水害や土砂災害等のリスクが高い地域への居住、店舗、病院、社会福祉施設等の立地を抑制するなど、防災・減災対策と連携した安全なまちのまとまりづくり

を促進する。

- ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を促進する。

環境

16 [有害物質の拡散・流出防止対策] (6-2) 【環境森林部】

- 災害によって有害物質が河川等へ流出することを未然に防止するため、有害物質を取り扱う特定事業場等における適正な維持管理を促すとともに、有害物質が流出した際に拡散防止の措置等を連携して的確に行うことができる体制を構築し、その機能が発揮できるよう下流を含めた関係機関に働きかける。
- 災害によって有害物質が大気中へ拡散することを未然に防止するため、有害物質を取り扱う施設の設置者に対して広報活動等により法令に則った施設の維持管理についての啓発を行う。

17 [災害廃棄物処理対策の推進] (7-1) 【環境森林部】

- 将来の大規模災害に備え、県内で発生する災害廃棄物の種類別、市町村別の発生量の推計に基づき、適正かつ円滑・迅速な処理のための方針を定めるとともに、国・県・市町村・民間業者等の役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を図る必要があることから、群馬県災害廃棄物処理計画を平成29年3月に策定した。

県内各市町村における災害廃棄物処理計画の策定率は2.9% (H27) となっており、全国平均の33% (H26) と比べて低いことから、群馬県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、域内における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のための方針である市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援する。

18 [被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知] (7-1) 【環境森林部】

- 災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあるため、災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等を広報活動等により広く周知する。また、関係機関と協議して災害時にアスベスト飛散の有無を確認するための調査体制の構築を図る。

(重要業績指標)

【県】住宅の耐震化率 87% (R1) → 95% (R7)

【県】耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 62% (R1) → 95% (R7)

【県】土地区画整理完了率 82% (R1) → 91% (R11)

【健】上水道の基幹管路の耐震適合率 41.5% (H26) → 48.5% (R13)

【健】上水道の浄水施設の耐震化率 4.9% (H26) → 22.3% (R13)

【健】上水道の配水池の耐震化率 35.4% (H26) → 52.8% (R13)

【県・知】市街化区域内人口密度 68.1人/ha (R1) → 60人/ha以上の維持(R11)

【環】県内市町村災害廃棄物処理計画策定率 2.9% (H27) → 100% (R12)

③ 保健医療・福祉

1 [病院・社会福祉施設の耐震化・設備整備] (1-1, 1-2, 2-4, 5-1)

【生活こども部、健康福祉部、病院局】

- 耐震改修等が必要な病院・社会福祉施設については、国の交付金等を周知することにより、その活用を促し、非構造部材等を含めた耐震化を推進する。
- 社会福祉施設等に対して国の補助金等を周知することにより、その活用を促し、非常用自家発電設備の整備を推進する。

2 [災害拠点病院の体制強化] (2-4) 【健康福祉部】

- 災害時に医療救護活動の拠点となる災害拠点病院については、全17病院全てが耐震化済みであるが、引き続き国の交付金の活用等により、防災・減災機能(水の確保、浸水対策など)の強化を図る。
- 前橋赤十字病院について、国の補助金・交付金の活用等により、同病院の持つ災害時広域搬送拠点、基幹災害拠点病院、高度救命救急センター等の機能の充実を図る。

3 [災害対応力の強化] (2-3, 2-4) 【健康福祉部】

- 災害医療体制の整備のため、今後も群馬DMA T研修の実施等を通じて、DMAT養成を推進する。
- 災害拠点病院等の防災関係機関において、実践的な訓練を通じた対処技術の向上や防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応力の向上を図る。また、各機関において、災害対応の中核となる人材を継続的に育成する。
- 救助・救急活動等について、県外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について、事前に明確化を図る。

4 [災害医療に関わる人材の育成] (2-4) 【健康福祉部】

- 災害時における被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護班の派遣・受入や救護所及び避難所運営等の総合的な調整といった災害医療コーディネーターの技能の維持・向上を図る必要がある。災害医療コーディネーター研修等の実施により、引き続き、災害医療・救急救護等に携わる人

材の計画的な確保・育成の取組を進める。

5 [ヘリコプターの運航確保] (2-2, 2-3, 2-4) 【総務部、健康福祉部】

- ヘリコプターの機動力を活かした活動を実施するため、引き続き市町村や近県との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する。
- ドクターヘリのより効果的な運航を確保するため、国の交付金の活用等により災害拠点病院にヘリポートを整備する。

6 [災害福祉支援ネットワークの推進] (2-4) 【生活こども部、健康福祉部】

- 社会福祉施設が被災した場合の相互応援について協定を締結 (H27) しているが、今後は、協定に基づく訓練等を通じ、連絡連携体制の整備を図る。
- 災害発生時の災害派遣福祉チームの派遣について協定を締結 (H28) しているが、今後は、協定に基づく体制整備を推進する。

7 [福祉避難所の指定、周知] (1-1, 1-2, 1-3, 2-4) 【総務部、健康福祉部】

- 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、先進事例の紹介や助言等による市町村支援を通じ、市町村が行う福祉避難所の指定を促進する。
- 災害時に要配慮者へ必要な支援がなされるよう、市町村の実情を踏まえた必要な助言を行い、市町村における住民に対する福祉避難所に関する情報の周知を促進する。

8 [災害時要配慮者支援] (1-1, 1-2, 1-3, 1-5)

【総務部、地域創生部、健康福祉部、県土整備部】

- 市町村に対し先進事例の紹介等必要な助言を行うことにより、避難行動要支援者名簿の作成や名簿を活用した避難訓練の実施を促進する。同様に、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別避難計画の策定について、市町村における取組を促進する。
- 水害、土砂災害時に自力避難が困難な要配慮者の円滑な避難ができるよう、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を対象に、市町村と連携して避難確保計画の策定を支援する。
- 言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や災害時通訳ボランティアの養成、災害時多言語支援センターの運営など、市町村や関係団体等と連携し、災害時の外国人住民支援体制を充実強化する。

9 [要配慮者（難病患者等）への医療的支援] (2-1, 2-2) 【健康福祉部】

- 在宅で人工呼吸器等を使用している患者については、災害時の停電に備え、在宅における電力確保が必要であることから、関係機関と連携を密に取り、引き続き、災害時の行動確認を行う災害時個別プランの策定を進める。

10 [支援物資の供給に係る連携体制等の整備] (2-1) 【健康福祉部】

- 災害時における民間事業者からの医薬品等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。

11 [災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備] (2-1, 7-2)

【生活こども部】

- 「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、県域・市町村域それぞれにおいて、災害ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する。

12 [感染症対策] (2-5) 【健康福祉部】

- 災害時における感染症の発生防止のため、平時から予防接種の勧奨や、感染症の予防啓発について、市町村や医師会等関係機関と連携し、広報誌やマスコミ等を通じて、予防接種に関する周知を図り、取組を促進する。
- 避難所など平時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを実施するための体制整備を図る。
- 感染症の集団発生により、医療救護班や医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策（発生予防・拡大防止等）を実施する感染症制御チーム（ICAT）結成の検討を進めるとともに、研修会や訓練などを通じ、保健活動、疫学調査、医療救護などとの連携体制を構築する。

(重要業績指標)

- 【健】 病院の耐震化率 77.1% (H27.9.1) → 88.2% (R11)
- 【健】 社会福祉施設等の耐震化率87.9% (H26) → 95.2% (R7)
- 【健】 日本DMATの養成 46チーム (H27) → 72チーム (R11)
- 【県】 水害に係る要配慮者利用施設の避難確保計画策定の進捗率
67% (R1) → 100% (R3)
- 【県】 土砂災害に係る要配慮者利用施設の避難確保計画策定の進捗率
62% (R1) → 100% (R3)
- 【健】 予防接種法に基づく予防接種 麻しん・風しんワクチンの接種率
第1期 96.0% 第2期 94.9% (H27)
→ 第1期 95.0%以上 第2期 95.0%以上 (毎年度)
- 【総】 優先度が高いとされた避難行動要支援者の個別避難計画作成済み市町村の割合
不明 (新規) → 100% (R7)
- 【健】 高齢者施設における事業継続計画 (BCP) の策定率
不明 (R2) → 100% (R5)
- 【健】 障害児者施設等における事業継続計画 (BCP) の策定率
不明 (R2) → 100% (R5)

④ 産業

1 [支援物資の供給に係る連携体制等の整備] (2-1) 【総務部、産業経済部】

- 災害時における民間事業者からの物資等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。

2 [緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保] (2-3, 2-4) 【産業経済部】

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等の重要施設への燃料供給が滞らないように、石油関係団体と協定を締結し、優先的に燃料供給ができる体制を整備している。引き続き、燃料確保のための取組として、石油関連団体と連携を密にしながら、燃料備蓄の啓発を行うほか、毎年行っている災害時の燃料対策訓練を今後も継続していく。

3 [エネルギー供給体制の整備] (4-1, 5-1) 【総務部、産業経済部】

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・L Pガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する。

4 [再生可能エネルギー等の導入促進] (5-1) 【知事戦略部】

- 平成 24 年 7 月から始まった固定価格買取制度を契機として、県内でも太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備の導入が増加している。本県の導入ポテンシャル、地域特性、課題を踏まえると、太陽光、小水力、木質バイオマスの導入可能性が高いことから、設備導入や事業化の検討を支援するなど、導入拡大に向けた取組を推進する。
- 非常時にも最低限のエネルギーを確保できるよう、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー設備や蓄電設備等の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーシステムの整備を促進する。
- 電力系統の接続制限の解消に向け、引き続き情報把握に努めるとともに、電力系統の増強対策等が着実に行われるよう、国に対して積極的に求めるものとする。

5 [県企業局（電気事業）の災害対応力の強化] (5-1) 【企業局】

- 災害時にも発電所が稼働できるよう県企業局事業継続計画（BCP）や災害時における燃料の確保等体制について、継続的に見直しを行うことにより、実効性の向上を図る。

6 [工業用水道施設の耐震化・老朽化対策] (5-2) 【企業局】

- 県営の工業用水道施設について、優先的に実施する必要性が高い施設から耐震化を進める。

7 [県企業局（工業用水道事業）の災害対応力の強化]（5-2）【企業局】

- 災害時にも事業継続が可能となるよう県企業局の事業継続計画（BCP）について、継続的に見直しを行うことにより、実効性の向上を図る。

8 [企業の事業継続計画（BCP）策定の促進]（4-1）【産業経済部】

- 大規模災害等が発生した場合でも、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業が速やかに事業を継続できるよう、企業訪問による個別策定支援や少人数で実際に策定を行うワークショップやセミナーの開催などにより、中小企業の事業継続計画（BCP）策定を促進し、危機管理能力の向上など、企業の事業継続力を強化する。

9 [事業者への金融支援]（4-1）【環境森林部、農政部、産業経済部】

- 被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資について、被災事業者が必要とする制度の創設や変更、情報の提供に迅速かつ適切に対応できるよう、平時から金融機関や信用保証協会等の関係機関と連携し、支援体制の強化を図る。

10 [農業生産基盤の整備]（4-2）【農政部】

- 農業の生産性向上と食料の安定供給を可能とするため、地域状況や営農計画に基づき、区画整理や農業水利施設などの生産基盤の整備を国の補助事業制度を活用し、計画的に推進する。

11 [農業の担い手に対する農地集積・集約化]（6-3）【農政部】

- 担い手の規模拡大への取組を支援するため、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を加速させる。

12 [遊休農地の発生抑制と再生支援]（6-3）【農政部】

- 地域の多様な実情や農地所有者の利用意向等を踏まえ、農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら遊休農地の発生防止と解消を図る。

13 [人材育成を通じた農業経営の体質強化]（4-1）【農政部】

- 大規模災害からの速やかな営農再開ができるよう、研修会等の開催により、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化する。

14 [被災農地等の早期復旧支援]（4-2）【農政部】

- 大規模災害により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合

には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制整備を図り、国の補助事業制度及び県単独事業を活用した災害復旧事業を支援する。

15【家畜防疫】（2-5）【農政部】

- 大規模な災害発生により、多数の家畜が死亡して死体が放置された場合、家畜の伝染病がまん延する可能性があるため、多数の死亡家畜死体処理措置の体制を整備する。

16【農林業の担い手の確保・育成】（7-2）【環境森林部、農政部】

- 農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の人材育成を行うとともに、農業経営の法人化や担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する。また、就農相談会や農業体験等の実施により、新規就農者の確保や農外からの企業参入を促進する。
- 林業において、森林整備による公益的機能や県産材の安定的な生産供給体制を確保するため、国の制度を活用した緑の雇用事業やぐんま林業担い手対策（ぐんま林業就業支援研修）等により、林業事業者や林業従事者に対する就業支援の充実と新規就業者の確保・育成に取り組む。

17【建設業の担い手の確保・育成】（2-3, 7-2）【県土整備部】

- 大規模災害時における応急対応や復旧・復興活動、大雪時の除雪対応など、地域の守り手である建設業の担い手を確保・育成するため、週休2日制現場の導入や建設キャリアアップシステムの活用促進等による「建設産業の働き方改革」や、ICT技術の活用促進や施工時期の平準化等による「建設現場の生産性向上」、産学官連携会議を通じたインターンシッププログラムの実施や建設産業の役割や魅力を伝える動画の配信等による「建設産業の魅力の発信」に取り組む。

（重要業績指標）

【知】再生可能エネルギー導入量 40億kWh/年（H26）→ 77億kWh/年（R12）

【産】群馬県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援企業数

121社（H28.9.30）→ 607社（R5）

【農】生産基盤整備事業を契機に担い手へ集積する農地面積

332ha（R1）→ 517ha（R7）

⑤ 交通・物流

1 [自動車交通網の整備]

(1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-2, 4-1, 4-2, 5-1, 5-4, 6-1)

【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 災害時の円滑かつ迅速な救命・救助や、被災地への緊急支援物資の輸送、避難路としての機能を確保するとともに、経済活動の継続性を確保するため、広域的な物流・人流を支える道路やまちのまとまりをつなぐ道路、生活を支える道路等における、代替道路の整備や狭隘区間の解消、舗装修繕及び路面下空洞化対策、交差点の拡幅、歩道の新設や再整備、自転車通行空間の整備、鉄道の高架化（連続立体交差事業）等による自動車交通網の整備を推進する。

2 [災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築]

(1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-2, 4-1, 4-2, 5-1, 5-4, 6-1)

【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 災害時の円滑かつ迅速な救助・救急活動や被災地への緊急支援物資の輸送、避難路としての機能を確保するとともに、経済活動の継続性を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、橋梁の耐震化、代替道路の整備等により、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークを構築する。また、発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開に向け、関係機関との連携体制を構築する。

3 [緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化] (1-1) **【県土整備部】**

- 地震により倒壊した建築物が緊急輸送道路を閉塞しないよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、地震発生時に通行を確保する路線を指定し、その路線における沿道建築物の耐震診断を義務づけ、耐震化を促進する。

4 [道路施設の老朽化対策] (1-1, 5-4) **【県土整備部】**

- 道路施設を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減、平準化を図るため、各種長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

5 [孤立集落アクセスルートの確保] (2-2) **【環境森林部、農政部、県土整備部】**

- 土砂崩落などの災害や大雪等による道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、落石等危険箇所の防災対策、狭隘区間の解消、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震化、トンネル及びスノーシェット等の老朽化対策、代替道路の整備などにより、孤立のおそれのある集落を結ぶ路線の防災対策等を推進する。

6 [農業生産基盤の整備（農道保全）]（4-2）【農政部】

- 農産物の生産・流通と農村地域の生活を支える農道は、災害発生時における緊急時の輸送路等としての機能も有していることから、国の補助事業制度の活用により関係市町村との連携を強化して農道保全対策計画に基づいた整備を進める。

7 [鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備]（1-1, 5-4）

【知事戦略部】

- 発災時の鉄道及び路線バスの利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な機能を維持するため、経営基盤が脆弱で独自の危機管理体制整備が難しい鉄道・路線バス事業者に対して車両や従業員の確保等を調整する。
- 災害発生時の鉄道被害を最小限に抑えるため、鉄道事業者による施設の耐震化等の防災対策を支援する。

8 [道路等の防雪設備や関連施設等の整備]（1-4）【県土整備部】

- 防雪柵、雪崩防止柵、スノーシェッド、消融雪施設などの防雪施設、及び道路情報提供装置、道路照明などの関連施設について、必要箇所への新規整備とともに、各種長寿命化計画に基づく計画的な点検・調査、維持補修や更新を推進し、大雪時に安全に道路を通行をさせる機能を確保する。

9 [迅速な道路防災情報の提供]（1-5）【県土整備部】

- 関係機関や県民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、道路の被災状況や交通規制状況等の道路防災情報の迅速な提供を行う。また、必要に応じ、情報提供のためのホームページの改善や、道路情報提供装置等の整備、改修を行う。

10 [道路施設等の応急復旧体制の整備]（1-4, 2-2, 7-2）【県土整備部】

- 災害発生時に、立ち往生車両や家屋倒壊が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため、道路啓開体制を整備する。
- 「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」に基づく除雪体制を確実にするために、除雪機械を計画的に増強するとともに、除雪機械の適正な維持管理及び除雪の拠点となる除雪ステーション整備を推進する。

11 [「道の駅」の防災拠点化]（2-1, 2-3, 2-4）【県土整備部】

- 道の駅の新規整備にあたっては、管理する市町村と「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を速やかに締結し、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、道の駅の防災拠点化を促進する。
- 「防災道の駅」の設置に向け、国、県、市町村の連携により、ハード・ソフトが一体となった道の駅の防災機能の強化を促進する。

12 [物資集積拠点の整備] (2-1) 【総務部】

- 大規模災害が発生した場合に、県外からの支援物資を県内の被災市町村へ円滑に供給するため、物流事業者のノウハウや民間倉庫なども考慮した物資集積拠点を防災関係機関等と連携のもと整備する。

13 [ヘリコプターの運航確保] (2-1, 2-2, 2-3, 2-4) (県土整備部)

- 群馬ヘリポートについて、長寿命化計画に基づく老朽化対策を進めるとともに、大規模災害発生時にも、防災ヘリコプター等が円滑に活動できるよう、JET燃料の確保など適切な運営管理を行う。

(重要業績指標)

【県】 インターチェンジから15分圏域の県人口カバー率 76% (R1) → 80% (R11)

【県】 通学路の歩道整備率 85% (R1) → 100% (R11)

【県】 中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率 13% (R1) → 100% (R11)

【県】 緊急輸送道路における落石等対策の進捗率 77% (R1) → 100% (R11)

【県】 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの整備率

83% (R1) → 94% (R11)

【県】 防災・物流拠点集積エリア間の道路ネットワークの強靱化率

80% (R1) → 100% (R11)

⑥ 国土保全／土地利用

1 [総合的な治水・土砂災害対策] (6-1) 【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 国、県、市町村だけでなく住民や企業など、流域のあらゆる関係者が取り組む対策を「流域治水プロジェクト」として取りまとめ、施策や手段を適切に組み合わせ、加速化させることによって効率的・効果的に治水安全度を向上させる「流域治水」の取組を推進する。
- 水害や土砂災害等のリスクが高い地域への居住、店舗、病院、社会福祉施設等の立地を抑制するなど、防災・減災対策と連携した安全なまちのまとまりづくりを促進する。
- 頻発化する豪雨による洪水に対応するため、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調整に最大限活用できるよう、関係する河川管理者やダム管理者と連携し、ダムの事前放流を行う。

2 [治水施設の整備・機能保全] (1-2, 6-1) 【県土整備部】

- 水害リスクの軽減を図るため、過去の豪雨等により溢れた河川や、甚大な被害が想定される地域等において、引き続き河道拡幅・築堤・調節池整備・堤防嵩上げ等の河川改修を進める。
- 河道閉塞や堤防・護岸の損傷等による被害の拡大を防ぐため、洪水時に河川やダム施設の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める。

- 堤防が決壊した場合、甚大な被害が発生することから、引き続き堤防の安全性を確認する点検調査、及び対策が必要な箇所での堤防強化を進める。
- 堤防が越水により決壊するまでの時間を長くし、住民の避難時間を稼ぐため、引き続き堤防天端舗装を進める。

3 [治水施設の老朽化対策] (1-2, 6-1) 【県土整備部】

- 河川構造物（排水機場、水門、ダム等）を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減、平準化を図るため、河川構造物長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

4 [土砂災害防止施設の整備・機能保全] (1-3, 6-1) 【県土整備部】

- 土砂災害が発生した地域の再度災害防止を図るとともに、土砂災害から要配慮者利用施設、避難所、重要交通網等を守るため、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備について、更なる進捗を図る。
- 旧基準で整備された砂防堰堤は土石流対策の機能が低く、大規模災害による甚大な被害の発生が考えられることから、現行基準による整備を進める。
- 施設背面への土砂の堆積等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の機能が低下し、被害が発生する可能性が高くなることから、計画的に機能保全を図るため、施設の点検、更新、堆積土砂撤去等を進める。

5 [土砂災害防止施設の老朽化対策] (1-3) 【県土整備部】

- 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減、平準化を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

6 [治山施設等の整備・機能維持] (1-3, 2-2, 6-1, 6-3) 【環境森林部】

- 林地崩壊等の山地災害を防止するため、治山施設の設置等により森林の有する公益的機能の維持・強化を進める。
- 治山施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む。

7 [山地防災情報の周知] (1-3, 1-5) 【環境森林部】

- 地域住民の適時・適切な避難行動や市町村の防災計画策定を支援するため、国

の制度等の活用により、山地災害危険地区の適確な把握に努めるとともに、山地防災情報の周知に取り組む。

8 [森林の整備] (1-3, 2-2, 4-1, 5-1, 6-1, 6-3) 【環境森林部】

- 森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備を推進する。

9 [ため池の防災減災対策] (6-1) 【農政部】

- 豪雨・地震等の災害によりため池の損壊を防止・軽減するため、防災重点ため池の安全性を確認する詳細調査の計画的な取り組みや、緊急時の迅速かつ安全な避難行動につなげるハザードマップ作成の取り組みを推進する。
- 豪雨・地震における詳細調査の結果、安全性が低いため池や老朽化の進行したため池について、計画的かつ集中的に改修に取り組む。

10 [農地の保全] (6-1) 【農政部】

- 農地の地すべりを防止するための地すべり防止施設の整備や、地すべり防止施設の機能確保のための適切な維持管理を実施する。また、施設の長寿命化を図るための機能保全計画を策定し、農地保全を図る。

11 [雪崩対策施設の老朽化対策] (1-4) 【県土整備部】

- 雪崩対策施設を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減、平準化を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。

12 [火山災害対策] (1-3) 【総務部、環境森林部、県土整備部 他】

- 火山ごとに設置する火山防災協議会や関係機関と連携しながら、解決すべき多くの課題について、火山専門家の意見等を参考に着実に解決を図り、火山ハザードマップや避難計画の策定、火山情報の発信などのソフト対策、退避壕や砂防・治山施設等の整備、火山情報の伝達設備の充実などのハード対策の検討を行い、実効性ある対策を実施する。

13 [洪水からの住民避難を促す河川情報の提供] (1-2, 1-5) 【県土整備部】

- 改正水防法に基づき、対象となる水位周知河川等 21 河川において、想定し得る最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域図への見直しを行い、それに基づいてハザードマップが早期に見直されるよう作成主体となる 19 市町への支援を行う。
- 水位雨量観測システムの老朽化によるシステム停止や欠測トラブルを解消して、確実に情報収集や伝達が行えるようシステム改修を進める。

- 河川の状況をリアルタイムで見ることができ河川監視カメラや危機管理型水位計の設置を進めるとともに、監視画像や水位雨量情報を分かりやすく周知できるようホームページやスマートフォン等による公開を進めるなど、住民の主体的な避難行動を促すような情報提供を進める。
- 出水時に重点的に監視する「重要水防箇所」の位置や状況などの情報共有を図ることが迅速な水防活動等につながるため、関係者（市町村、水防団、自治会等）と出水期前に合同点検を実施するなど、重要水防箇所の周知を図る。
- 住民避難に資する情報提供について、現在は水位周知河川等 21 河川で行っているが、今般の全国的な洪水被害を踏まえ、それ以外の河川についても水害リスクを把握し、水害リスクの高い河川については、水位周知河川の追加指定や水位計・監視カメラの新たな設置などにより河川の情報を迅速に提供していく。
- 市町村の避難指示発令等を支援するため、気象庁による予測降雨データを取り込み、河川の水位や想定される浸水範囲の予測をリアルタイムで行うことが可能なシステムを構築する。
- 台風の接近などにより、洪水発生のおそれがある場合に家族構成や生活環境に合わせ、いつ、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの避難行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援する。

14 [土砂災害からの住民避難を促す情報の提供] (1-3, 1-5) 【県土整備部】

- 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定は完了しているが、その後の災害発生や開発等による諸条件の変化に対応するため、定期的に再調査を行うとともに、土砂災害警戒区域等の周辺に標識を設置することで、住民への周知を図る。
- 大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、県と前橋地方気象台が連携して発表する土砂災害警戒情報について、更なる精度、機能向上のため、市町村等の意見を踏まえシステム改修や各種ツールの開発を進める。
- 市町村による土砂災害ハザードマップの作成及び、土砂災害警戒区域を有する県内 27 市町村における各区域に、住民主体の防災マップの作成や、避難訓練の支援など、実効性のある住民主体の警戒避難体制の構築を支援する。

15 [農業生産基盤の整備（農業水利施設）] (4-2) 【農政部】

- 農業用水の安定供給を確保するため、県で造成した基幹農業水利施設について、施設管理者と協議・調整のうえで、国の事業制度等を有効に活用し、機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施する。
- 下流域周辺等への二次災害及び地域の農業・経済活動へ影響を及ぼすおそれのある基幹農業水利施設について、国の事業制度の活用により地域状況や施設規模に応じた耐震性能を確認し、耐震化へ向けた取り組みを推進する。併せて周辺環境の変化に対応した対象施設の見直しを行う。
- 自然災害発生時の迅速な対応により農業生産への影響を最小限に留めるため、施設管理者に対して業務継続計画（BCP）の必要性、有効性等の周知及び策

定を支援する。

16 [緊急輸送道路等の確保]

(1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-2, 4-1, 4-2, 5-1, 5-4, 6-1)

【環境森林部、農政部、県土整備部】

- 災害時の円滑かつ迅速な救助・救急活動や被災地への緊急支援物資の輸送経路等の確実な確保とともに、経済活動の継続性を確保するため、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路等を確保する。

17 [浸水の早期解消] (1-2, 7-2) 【県土整備部】

- 河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備するとともに、自走式排水ポンプ車等必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する。

18 [被災農地等の早期復旧支援] (4-2) 【農政部】

- 大規模災害により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制整備を図る。

19 [地域コミュニティ機能の維持・発揮 (農地、農業用施設の維持・保全)]

(6-3, 7-3) 【農政部】

- 農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動を多面的機能支払交付金等により支援し、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しするとともに、共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮により、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現を図る。

20 [地籍調査の推進] (7-3) 【農政部】

- 大規模災害を受けた住宅や基幹インフラ、地域コミュニティの崩壊など被災地の復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にする必要があり、国土調査法に基づき、国の補助金を活用した市町村支援や啓発活動の充実により、地籍調査を推進する。

(重要業績指標)

- 【県】 河川整備計画に基づく河川整備延長 39.4km(R1) → 62.7km (R11)
- 【県】 土砂災害対策推進計画に基づく重点要対策箇所の整備率
2% (R1) → 100% (R11)
- 【県】 令和元年東日本台風で越水・溢水が生じた河川の堤防嵩上げの整備率
0% (R1) → 100% (R4)
- 【県】 甚大な被害が想定される利根川ほか5河川(5区間)の河川改修等の整備率
0% (R1) → 100% (R6)
- 【県】 水害リスクが軽減される人家戸数 8,819戸 (R1) → 35,400戸 (R11)
- 【県】 水害リスクが軽減される産業団地数 1団地 (R1) → 11団地 (R11)
- 【県】 土砂災害リスクが軽減される人家戸数 約18,000戸 (R1) → 約21,600戸 (R11)
- 【県】 土砂災害リスクが軽減される要配慮者利用施設数
71施設 (R1) → 116施設 (R6)
- 【県】 土砂災害リスクが軽減される避難所数 71施設 (R1) → 135施設 (R6)
- 【環】 周辺の森林で治山事業が実施された集落率 63.5% (H30) → 66.3% (R5)
- 【環】 民有林治山事業施工面積 0ha (R3) → 600ha(R12)
- 【環】 間伐等森林整備面積 1,990ha (R1) → 3,100ha (R12)
- 【農】 ハザードマップの作成及び豪雨・地震における詳細調査を完了させる防災重点ため池数 45箇所 (H30) → 197箇所 (R7)
- 【農】 基幹農業水利施設の長寿命化対策工事を完成させる地区数
17地区 (R1) → 29地区 (R7)
- 【農】 農地・農業用施設の維持・保全が図られた農地面積
17,553ha (R1) → 20,000ha (R7)
- 【農】 地籍調査の進捗率 34.4% (H27) → 36.7% (R7)
- 【県】 危機管理型水位計の整備率 (県内全対象河川・339河川)
41% (R1) → 100% (R6)
- 【県】 河川監視カメラの整備率 (県内全対象河川・339河川) 11% (R1) → 100% (R6)
- 【県】 水害に係るマイ・タイムライン作成支援の進捗率 0% (R1) → 100% (R11)
- 【県】 土砂災害警戒区域等の見直しの進捗率 0% (R4) → 100% (R8)

(2) 横断的分野の推進方針

① リスクコミュニケーション

1 [広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実] 【関係部局等】

- 強靱な経済社会を築き、災害による被害を減少させるため、一人でも多くの県民に防災に対する意識を高め、正しい理解と実践的な行動力を習得するよう努める必要があることから、県民に対する広報、普及啓発活動及び教育訓練の機会を積極的に展開する。

2 [地域コミュニティの強化] 【関係部局等】

- リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおい

ては、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化することが女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮も含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、市町村や地域づくり団体等と連携しながら地域活動の内容等を広く周知するなど必要な取組を推進する。また、防災ボランティア等による地域を守る組織等の後方支援等を含む主体的な取組を促進する。

3 [指導者・リーダー等の育成] 【関係部局等】

- 住民や民間事業者を対象として、広報、普及啓発、防災教育、防災訓練を行うために必要な指導者・リーダーが不足していることから、県内各地に自主防災組織のリーダーを補佐するぐんま地域防災アドバイザー等の人材育成を推進する。

4 [風評被害等の防止に向けた正確な情報発信] 【関係部局等】

- 地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供する体制を整備する。

(重要業績指標)

【総】 自主防災組織の組織率 83.2% (H27) → 100% (R9) (再掲)

【総】 ぐんま地域防災アドバイザーの市町村設置率

85.7% (R1) → 100% (R7) (再掲)

② 老朽化対策

1 [インフラの維持管理・更新] 【関係部局等】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、県民の安全・安心を確保し、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施する。

第4章 計画の推進

1 他の計画等の見直し

本計画は、群馬県の強靱化の観点から、県における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、他の計画等においては、本計画の推進方針に基づき、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うものとします。

2 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

本計画に位置付ける個別の施策について、県の役割の大きさ、地域の特性を踏まえた影響の大きさと緊急度、群馬県総合計画（群馬県総合戦略）との調和等の観点から、総合的に勘案し、以下のとおり重点施策を選定しました。

重点施策

施策分野		重点施策
個別 施策 分野	① 行政機能／警察・消防等 ／教育／情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町村庁舎の耐震化 ・ 災害に備えた道路環境の整備 ・ 大規模災害時における広域連携 ・ 地域防災力の向上 ・ 防災教育の推進 ・ 災害時における行政機関相互の通信手段の確保
	② 住宅・都市／環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅・建築物等の耐震化 ・ 水道施設の耐震化・老朽化対策
	③ 保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害拠点病院の体制強化 ・ 災害福祉支援ネットワークの推進 ・ 福祉避難所の指定、周知 ・ 災害時要配慮者支援 ・ 災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備
	④ 産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保 ・ 再生可能エネルギー等の導入促進 ・ 企業の事業継続計画（BCP）策定の促進 ・ 農業生産基盤の整備

	⑤ 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通網の整備 ・災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築 ・物資集積拠点の整備
	⑥ 国土保全／土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・治水施設の整備・機能保全 ・土砂災害防止施設の整備・機能保全 ・治山施設等の整備・機能維持 ・ため池の防災減災対策 ・洪水からの住民避難を促す河川情報の提供 ・土砂災害からの住民避難を促す情報の提供 ・農業生産基盤の整備（農業水利施設） ・地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地、農業用施設の維持・保全）
横断的分野	① リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの強化 ・指導者・リーダー等の育成
	② 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラの維持管理・更新

3 施策の推進と進捗管理

本計画の実効性を確保するためには、本計画の推進方針に基づく各種施策について、本県の分野別計画等と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理を行うことが必要です。

このため、計画の推進に当たっては、P D C Aサイクルを確立し、設定した重要業績指標（K P I）等に基づく進捗管理を行います。

